

令和6年9月17日

税のあれこれ

MAC&BPミッドランド税理士法人 BP医業本部
税理士 鹿島 久敏

主な税金の種類①

●病医院に対してかかってくる主な税金は以下のとおりです。

■必ず申告・納付を検討すべき税金

| 種類 | | 区分 | 説明 |
|------------------|--------|-----|---|
| 【個人開業の場合】 所得税 | | 国税 | ●個人が1年間の所得に応じて負担する税金です。 |
| 【医療法人の場合】 法人税 | | 国税 | ●法人が所得に応じて負担する税金です。 ●所得税とは計算方法など違うところが多くあります。 |
| 住民税 | 都道府県民税 | 地方税 | ●所得税同様1年間の所得に応じて負担する税金です。 ●所得割と住所または事業所が有るだけで課税される均等割の二種類 あります。 |
| | 市町村民税 | | |
| 事業税・地方法人特別税 | | 地方税 | ●事業から生じた所得に応じて負担する税金です。 ●保険診療から生じた所得については非課税所得となり課税されません。 所得税の課税される範囲とかなり異なります。 |
| 消費税 | 消費税 | 国税 | ●基準期間の課税売上高が1,000万円超の場合に納める義務があります。 ●消費税の8%の内訳は、国税7.8%と地方税2.2%です。 ●課税売上高には、人間ドック・文書料・自販機手数料等の自由診療が該当 し、保険診療収入等は含まれません。 |
| | 地方消費税 | 地方税 | |

主な税金の種類②

■該当する物件がある場合に(申告)納付すべき税金

| 種類 | 区分 | 説明 |
|-------|-----|---|
| 固定資産税 | 地方税 | <ul style="list-style-type: none">●土地・家屋・事業用償却資産を所有している個人、法人が負担する税金です。●事業用の償却資産(パソコン等)を所有している場合、毎年1月に自主的に申告書を作成して提出しなければなりません。 |

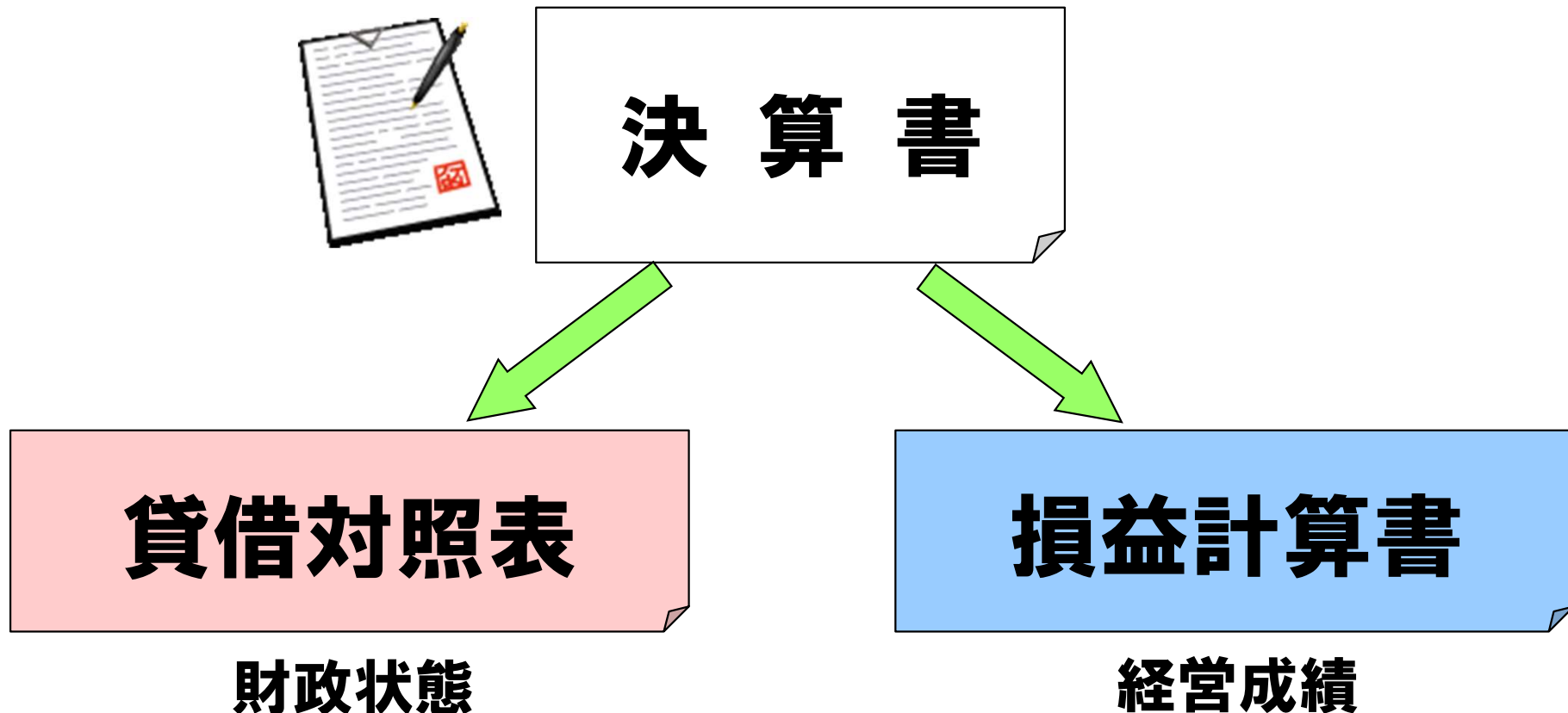
■条件に該当する場合に申告・納付すべき税金

| 種類 | 区分 | 説明 |
|-----|----|---|
| 相続税 | 国税 | <ul style="list-style-type: none">●死亡した人の財産を受け継いだ人に対して、その受け継いだ財産の価額を課税標準として課税される税金です。●親子間の事業承継の場合など事前対策が必要となります。 |
| 贈与税 | 国税 | <ul style="list-style-type: none">●1年間に110万円超財産をもらった場合に、もらった人に課される税金です。●相続時清算課税制度(相続税・贈与税一体型)と従来通り相続税・贈与税をそれぞれ適用とを選択できるようにもなっています。 |

決算書とは

決算書の構成

決算書の中心は、「**貸借対照表**」と「**損益計算書**」です。



貸借対照表

| | |
|----|-------------|
| 資産 | 負債 |
| | 資本 (純資産) |

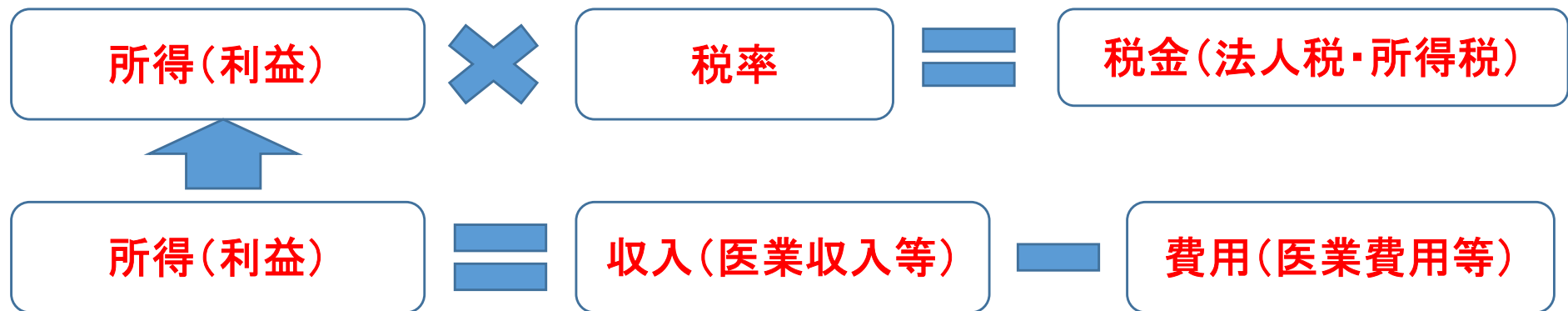
損益計算書

| | |
|----|----|
| 費用 | 収益 |
| 利益 | |

法人税・所得税の基本構造

- 今回は複数ある税金のうち、最も病医院経営に密接な関係のある法人税と所得税について考えていきたいと思います。
- 特徴は、所得(利益)に対して負担する税金であること。所得とは税務上の利益を言います。
- したがって、法人税・所得税の基本構造は、決算書に計上されている当期の利益に税率を掛けて求めることになります。

【基本構造】



法人税・所得税の基本構造

●基本構造を踏まえた上で見てみると、

- 税金を下げるためには、まず①所得(利益)を下げる②税率を下げる考えられます。
- 所得を下げるためには、①収入(医業収入等)を下げる②費用(医業費用等)を上げることが考えられます。

| 項目 | | 税金を下げるためには | ポイント |
|----|----|------------|--|
| 所得 | 収入 | 下げる | ●収入は上げることは考えるが、下げることは本来考えない。 ●所得分散の考え方が重要となる。 |
| | 費用 | 上げる | ●税法の特典等を活用すると効果的な節税が図ることができる。 ●節税対策の中心となる。 |
| 税率 | | 下げる | ●超過累進税率と2段階比例税率の税率構造を理解すること。 ●所得分散の考え方が重要となる。 |

税金の税率構造

「2段階比例税率」と「超過累進税率」

- 法人税は課税所得金額が800万円以下か超えるかによって、「2段階比例税率」になっています。
- それに比べて、所得税は「超過累進税率」となっています。すなわち所得税は、課税所得金額が多くなるほど税率が上がる構造になっているといえます。

→住民税の計算や所得税の所得控除等の違いにより、単純には比較できませんが、**課税所得金額が多くなる(高額所得)になるほど、法人税の方が有利**になります。

税金の税率構造

■ 所得税(平成30年分)

| 課税所得金額 | 税率 | 控除額 |
|-----------|-----|------------|
| 195万円以下 | 5% | 0円 |
| 330万円以下 | 10% | 97,500円 |
| 695万円以下 | 20% | 427,500円 |
| 900万円以下 | 23% | 636,000円 |
| 1,800万円以下 | 33% | 1,536,000円 |
| 4,000万円以下 | 40% | 2,796,000円 |
| 4,000万円超 | 45% | 4,796,000円 |

住民税10%

■ 法人税(資本金1億円以下)(平成30年4月1日より)

| 課税所得金額 | 税率 |
|----------|-------|
| 年800万円以下 | 15% |
| 年800万円超 | 23.2% |

実効税率29.74%

押さえておきたい基本的な考え方

所得税の場合

- 特に、1人に所得が集中すると加速度的に税率が上がる。
- 所得を他の者に分散し、超過累進税率を低め、節税を図る。

非常に効果的で基本的な方法。長期的にみると相続税対策にもなっています。

- 税務否認される事例が多く出ているので、実体のあるきちんとした計画が必要。
- 具体的には以下のケースが考えられます。
 - 親子・夫婦などが医師の場合、事業自体を各人に分散するケース
 - 医療法人やMS法人で、家族などを役員にすることにより、所得を分散するケース

個人診療所の節税

(1) 医療法人を活用した節税対策

- ①法人税と所得税の税率構造の違いを活用
- ②所得種類の変更に伴う給与所得控除額の活用
- ③必要経費化できる項目が増えることによる節税対策
- ④純損失の繰越控除(青色申告の特典)が所得税より長い
- ⑤事業承継が容易

(2) MS法人を活用した節税対策

- ①MS法人の目的
- ②MS法人の業務の例示
- ③節税効果

個人診療所の節税

(3) 個人診療所を継続する場合

小規模共済

確定拠出年金(一時金)

法人化のメリット・デメリット

税金の税率構造

■ 所得税(平成30年分)

| 課税所得金額 | 税率 | 控除額 |
|-----------|-----|------------|
| 195万円以下 | 5% | 0円 |
| 330万円以下 | 10% | 97,500円 |
| 695万円以下 | 20% | 427,500円 |
| 900万円以下 | 23% | 636,000円 |
| 1,800万円以下 | 33% | 1,536,000円 |
| 4,000万円以下 | 40% | 2,796,000円 |
| 4,000万円超 | 45% | 4,796,000円 |

住民税10%

■ 法人税(資本金1億円以下)(平成30年4月1日より)

| 課税所得金額 | 税率 |
|----------|-------|
| 年800万円以下 | 15% |
| 年800万円超 | 23.2% |

実効税率29.74%

所得の分散による節税効果

個人の場合



所得税・住民税：超過累進税率を適用

法人の場合



法人税：2段階比例税率を適用

理事長報酬・理事報酬に給与所得控除適用

所得の分散による節税効果

個人の場合

| | |
|-------------|----------------|
| 事業所得 2500万円 | 青色専従者 500万円 |
|-------------|----------------|

$$3000万円 - 1034万円 \text{ (納税額)} = 1966万円 \text{ (可処分所得 (自由に使えるお金))}$$

法人の場合

| | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| 理事長報酬 1800万円 | 理事報酬 700万円 | 法人所得 500万円 |
|-----------------|---------------|---------------|

$$3000万円 - 798万円 \text{ (納税額)} = 2202万円 \text{ (可処分所得 (自由に使えるお金))}$$

236万円

もの違いが

所得を分散した場合のメリットとは？

- i. 院長先生の「事業所得」が「理事長報酬」となることにより、
「給与所得控除」を受けられることができる。
- ii. 「青色専従者給与額（一般的相場）」が、「理事報酬」となることで、支給できる額を引き上げることが可能に。
- iii. 配偶者以外の家族に対しても、理事・非常勤役員とすることで
給与の支給が可能に。
- iv. 個人の最高実効税率が所得税と住民税をあわせると、**55%**であるのに対して、法人の最高実効税率は**29.74%**となり、
税負担の軽減となる。

経費化できる支出の幅が広がる

- ・ 医療法人を契約者とした生命保険の加入
- ・ 学会等へ出張の際の「日当」支給

退職金を支給することができる

個人の場合

- ・ 事業主は、「自分が自分に退職金を支払う」ことはありません。
- ・ また、奥様など（青色事業専従者）に対する退職金支払いは、税法上、認められていません。

法人の場合

- ・ 「**役員慰労退職金**」制度を定めることで、退職金を受け取ることができる。
- ・ 医療法人は利益配当が禁じられているため、法人から個人へと資金を移動させなければ、お金を自由に使うことができません。退職金として支給することで、資金移動と節税が図れます。

もらい方でこんなに変わる所得税

退職金の構造

・退職所得控除

| 勤続年数(=A) | 退職所得控除額 |
|----------|----------------------------------|
| 20年以下 | 40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円) |
| 20年超 | 800万円 + 70万円 × (A - 20年) |

・所得税の計算

(収入金額 - 退職所得控除額) × 0.5 = 退職所得の金額

退職所得の金額 × 税率 = 所得税

もらい方でこんなに変わる所得税

例1 報酬月額300万円で10年支給した場合の所得税・住民税

1年で

$$300万 \times 12ヶ月 = 3,600万円 / 年$$

$$3,600万 - 195万(給与所得控除) = 3,405万$$

$$3,405万円 \times 40\% - 2,796,000$$

$$= 10,824,000円(所得税)$$

$$3,405万円 \times 10\% = 3,405,000円(住民税)$$

$$10,824,000 + 3,405,000 = 14,229,000円(所得税+住民税)$$

10年では

$$14,229,000円 \times 10年 = 142,290,000円$$

もらい方でこんなに変わる所得税

例2 報酬月額200万円で10年、差額の100万円を積立として
10年後に退職金で支給した場合の所得税・住民税
給与分

1年で

$$200万 \times 12ヶ月 = 2,400万円 / 年$$

$$2,400万 - 195万(給与所得控除) = 2,205万$$

$$2,205万円 \times 40\% = 2,796,000$$

$$= 6,024,000 \text{ 円(所得税)}$$

$$2,205万円 \times 10\% = 2,205,000 \text{ (住民税)}$$

$$6,024,000 + 2,205,000 = 8,229,000 \text{ (所得税+住民税)}$$

10年では

$$8,229,000円 \times 10年 = 82,290,000円$$

もらい方でこんなに変わる所得税

退職金分

$$100万 \times 12ヶ月 \times 10年 = 120,000,000$$

退職金の所得税は

$$120,000,000 - 400万(退職所得控除) \times 0.5 = 58,000,000$$

(退職所得)

$$58,000,000 \times 45\% - 4,796,000 = 21,304,000(所得税)$$

$$58,000,000 \times 10\% = 5,800,000(住民税)$$

$$21,304,000 + 5,800,000 = 27,104,000(所得税+住民税)$$

給与 + 退職金の所得税は

$$82,290,000 + 27,104,000 = 109,394,000円$$

$$差額 \quad 142,290,000 - 109,394,000 = \underline{32,896,000円}$$

医療法人化のデメリット

経営上の注意点

- ①医療法人の付帯業務禁止規定によって、業務範囲が制限されています。
- ②出資持分の定めのある医療法人は、剰余金の配当禁止規定等によって、剰余金が内部留保され、出資1口当りの評価額が、徐々に高くなります。
- ③医師個人は、原則として役員報酬を受け取ることであり、役員報酬以外の資金が自由に処分できなくなります。

医療法人化のデメリット

経営上の注意点

- ④社会保険が強制適用となり、役員及び従業員は健康保険・厚生年金に加入しなければなりません。
(一定の手続きにより医師国保を継続することも可能。)
- ⑤法務局に役員変更等の登記や都道府県知事に事業報告書等の提出が義務づけられます。
- ⑥都道府県知事による立ち入り検査等の指導が強化されます。
- ⑦特別な理由がない限り、安易に解散することができなくなります。

相続・承継面からの医療法人のメリット

万一、院長先生がお亡くなりになった場合...

個人の場合

- ・個人開業医は、開設者であり管理者でもあるため、開設管理を一から行うこととなります。保険医療機関コードや預金通帳が新しくなるなど、手続きが非常に煩雑になります

法人の場合

- ・医療法人の場合、理事長と管理者の変更を行うだけでよいので、スムーズに後継者へ承継できます

法人化シミュレーション

〇〇クリニック 法人化シミュレーション No.1

シミュレーション結果

節税額 **8,673,797円**
 支出の増減 Δ **4,751,768円**
 退職金税負担 Δ **1,399,395円**

メリット **2,522,634円**
 20年後
 メリット **50,452,676円**



| 現状 (個人事業主) | | | | 法人化後 | | | | | |
|------------|------------|-----------|------|-------------|------------|---------|---------|--------------|------------|
| 税額 | | | | 税額 | | | | | |
| 個人 | 事業主 | 専従者① | 専従者② | 個人 代表役員① | 役員② | 役員③ | 役員④ | 法人 | |
| 医療利益 | 50,000,000 | - | - | - | - | - | - | 医療利益 | 50,000,000 |
| 専従者給与 | 8,000,000 | - | - | - | - | - | - | 増加経費 | 36,475,884 |
| 専中特控前所得 | 42,000,000 | - | - | - | - | - | - | 役員報酬 | 33,600,000 |
| 専中特別控除 | 650,000 | - | - | - | - | - | - | 法定福利費(社会保険) | 2,875,884 |
| 控除後所得金額 | 41,350,000 | - | - | - | - | - | - | その他 | - |
| 前期繰越損 | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 事業所得金額 | 41,350,000 | - | - | - | - | - | - | | |
| 給与所得 | - | 8,000,000 | - | 21,600,000 | 12,000,000 | - | - | | |
| 給与所得控除後 | - | 6,000,000 | - | 19,300,000 | 9,700,000 | - | - | | |
| 其他所得 | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 所得金額合計 | 41,350,000 | 6,000,000 | - | 19,300,000 | 9,700,000 | - | - | | |
| 雑損控除・医療費控除 | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 社会保険 | 1,000,000 | - | - | 1,626,456 | 1,249,428 | - | - | | |
| 小規模企業共済 | 840,000 | - | - | - | - | - | - | | |
| 生命保険 | 50,000 | - | - | 50,000 | - | - | - | | |
| 地震保険・損害保険 | 50,000 | - | - | 50,000 | - | - | - | | |
| 寄付金控除 | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 扶養控除 | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 基礎控除 | 380,000 | 380,000 | - | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 課税所得 | 13,524,000 |
| 控除合計 | 2,320,000 | 380,000 | - | 2,106,456 | 1,629,428 | 380,000 | 380,000 | 税負担額 法人税 | 2,492,600 |
| 課税所得 | 39,030,000 | 5,620,000 | - | 17,193,000 | 8,070,000 | - | - | 税負担額 地方法人税 | 109,600 |
| 税負担額 所得税 | 12,275,687 | 696,500 | - | 4,137,690 | 1,220,100 | - | - | 税負担額 法人市民税 | 291,700 |
| 税負担額 住民税 | 3,595,400 | 69,600 | - | 413,700 | 122,000 | - | - | 税負担額 法人県民税 | 100,700 |
| 税負担額 事業税 | 1,105,400 | - | - | - | - | - | - | 税負担額 法人事業税 | 126,200 |
| 税額計 | 16,976,487 | 766,100 | - | 4,551,390 | 1,342,100 | - | - | 税負担額 地方特別法人税 | 54,500 |
| | | | | | | | | 税額計 | 3,175,300 |
| 総合計 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 支出の増減 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 退職金税額 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

設立から事業開始までの具的な手続きについて(例)



医療機関の相続・事業承継

相続税の概要

相続税とは・・・

故人の遺産にかかる税金です！！



死亡した人を「被相続人」とよび、相続によって財産を承継した人を「相続人」とよびます。

被相続人の財産を相続した「相続人」が相続税を負担することになります。

贈与税の概要

贈与税がなければ・・・

生前に全ての財産を贈与すれば、相続税がかからなくなるかも・・・

そのため

一般的に贈与税の税率の方が相続税より高くなっています！

相続税の税率

| 法定相続分 | 平成26年 12月31日以前 | 現行 |
|-----------------------|-------------------|------------|
| 1,000万円以下の金額 | 10% | 改正前と同じ |
| 1,000万円超 3,000万円以下の金額 | 15% | |
| 3,000万円超 5,000万円以下の金額 | 20% | |
| 5,000万円超 1億円以下の金額 | 30% | |
| 1億円超 2億円以下の金額 | 40% | 40% |
| 2億円超 3億円以下 | | 45% |
| 3億円超 6億円以下 | 50% | 50% |
| 6億円超の金額 | | 55% |

最高税率は50%から55%に

6.贈与税の税率

20歳以上の者が直系尊属
から贈与を受けた場合

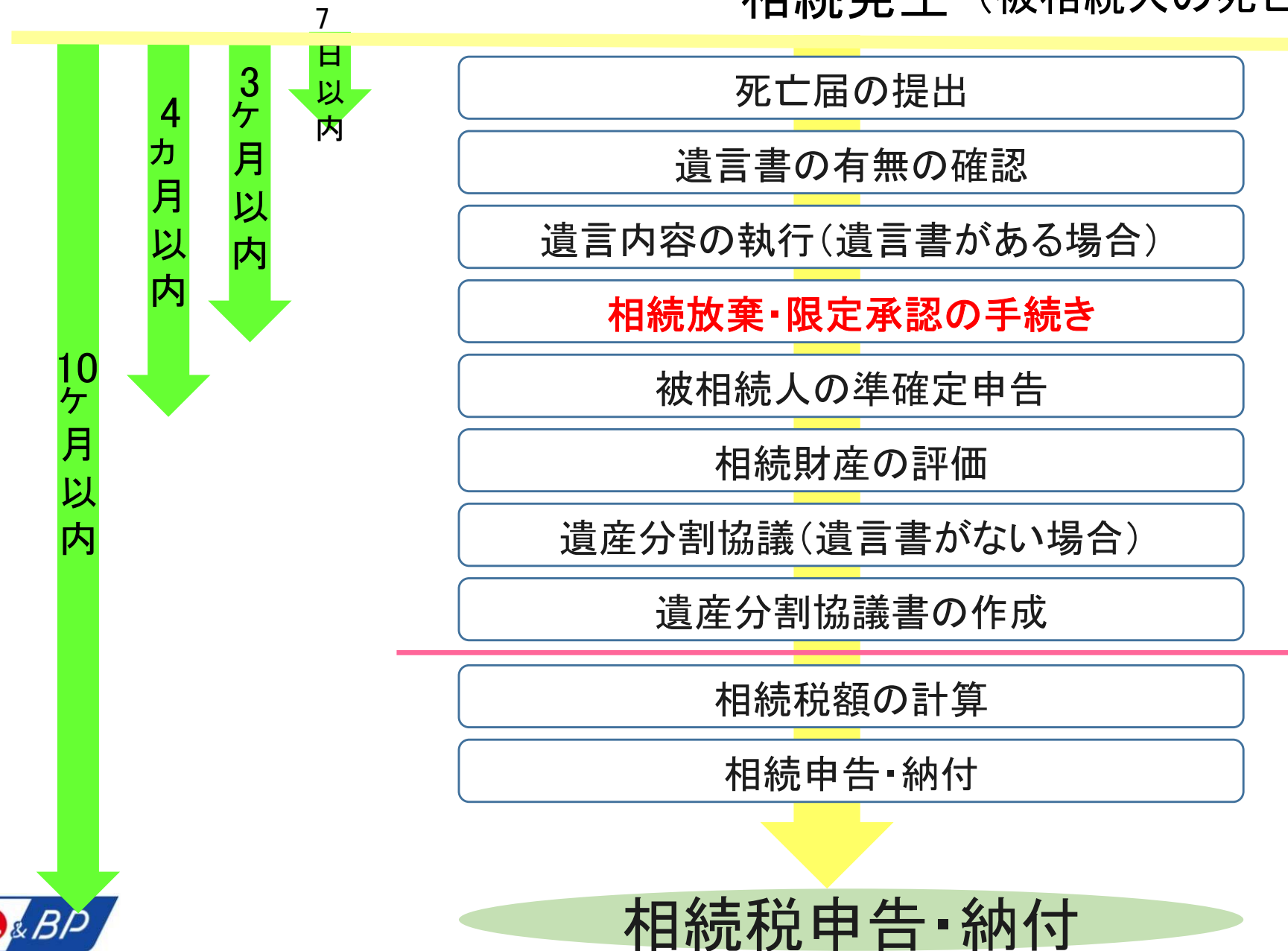
| 平成26年12月31日以前 | | 現行 | |
|---------------|-----|-------------|-----|
| 200万円以下の金額 | 10% | 200万円以下の金額 | 10% |
| 300万円 // | 15% | 400万円 // | 15% |
| 400万円 // | 20% | 600万円 // | 20% |
| 600万円 // | 30% | 1,000万円 // | 30% |
| 1,000万円 // | 40% | 1,500万円 // | 40% |
| | | 3,000万円 // | 45% |
| 1,000万円超の金額 | 50% | 4,500万円 // | 50% |
| | | 4,500万円超の金額 | 55% |

上記以外の者が贈与を
受けた場合

| 平成26年12月31日以前 | | 現行 | |
|---------------|-----|-------------|-----|
| 200万円以下の金額 | 10% | 200万円以下の金額 | 10% |
| 300万円 // | 15% | 300万円 // | 15% |
| 400万円 // | 20% | 400万円 // | 20% |
| 600万円 // | 30% | 600万円 // | 30% |
| 1,000万円 // | 40% | 1,000万円 // | 40% |
| | | 1,500万円 // | 45% |
| 1,000万円超の金額 | 50% | 3,000万円 // | 50% |
| | | 3,000万円超の金額 | 55% |

相続税申告までの流れ

相続発生（被相続人の死亡）



相続対策の流れ

相続対策とは・・・

相続後に困らないように生前から準備をすることで、大きく分けると以下のようになります。

- ① 節税対策
- ② 納税資金対策
- ③ 遺産分割対策

相続対策の流れ

- ① 一覧表を作ること
- ② 相続税額を試算すること
- ③ 生前贈与をすること
- ④ 評価を下げること
- ⑤ 生命保険を活用する
- ⑥ 生活資金を確保しておくこと

シンプル・安全確実・長続き

相続対策の流れ

生前贈与すること

●現金を贈与する

| | |
|------------|-------------|
| 相続財産（対策前） | 343,654,000 |
| 相続税額（対策前）① | 86,661,600 |

| 贈与税 | 110万を7人に5年間 | 210万を7人に5年間 | 310万を7人に5年間 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|
| 贈与する額(1人当たり1年間) | 1,100,000 | 2,100,000 | 3,100,000 |
| 贈与する人数(孫) | 6 | 6 | 6 |
| 贈与する人数(その他) | 1 | 1 | 1 |
| 贈与する年数 | 5 | 5 | 5 |
| 贈与する額合計 | 38,500,000 | 73,500,000 | 108,500,000 |
| 贈与税額 ② | 0 | 3,500,000 | 7,000,000 |
| 相続税 | | | |
| 贈与後の相続財産 | 305,154,000 | 270,154,000 | 235,154,000 |
| 贈与後の相続税額（対策後）③ | 71,261,600 | 57,261,600 | 43,946,200 |
| 節税効果 ① - (② + ③) | 15,400,000 | 25,900,000 | 35,715,400 |

贈与税額 実効税率早見表

特定贈与・・・20歳以上の直系尊属から贈与を受けた場合

(単位=万円)

| 贈与価額 | 贈与税額 | 実効税率 |
|-------|------|-------|
| 110 | 0 | 0.0% |
| 150 | 4 | 2.7% |
| 200 | 9 | 4.5% |
| 250 | 14 | 5.6% |
| 300 | 19 | 6.3% |
| 350 | 26 | 7.4% |
| 400 | 34 | 8.4% |
| 450 | 41 | 9.1% |
| 500 | 49 | 9.7% |
| 550 | 58 | 10.5% |
| 600 | 68 | 11.3% |
| 650 | 78 | 12.0% |
| 700 | 88 | 12.6% |
| 750 | 102 | 13.6% |
| 800 | 117 | 14.6% |
| 850 | 132 | 15.5% |
| 900 | 147 | 16.3% |
| 950 | 162 | 17.1% |
| 1,000 | 177 | 17.7% |
| 1,050 | 192 | 18.3% |
| 1,100 | 207 | 18.8% |
| 1,150 | 226 | 19.7% |
| 1,200 | 246 | 20.5% |
| 1,250 | 266 | 21.3% |
| 1,300 | 286 | 22.0% |
| 1,350 | 306 | 22.7% |
| 1,400 | 326 | 23.3% |
| 1,450 | 346 | 23.9% |
| 1,500 | 366 | 24.4% |

| 贈与価額 | 贈与税額 | 実効税率 |
|-------|------|-------|
| 1,550 | 386 | 24.9% |
| 1,600 | 406 | 25.4% |
| 1,650 | 428 | 25.9% |
| 1,700 | 451 | 26.5% |
| 1,750 | 473 | 27.0% |
| 1,800 | 496 | 27.5% |
| 1,850 | 518 | 28.0% |
| 1,900 | 541 | 28.4% |
| 1,950 | 563 | 28.9% |
| 2,000 | 586 | 29.3% |
| 2,050 | 608 | 29.7% |
| 2,100 | 631 | 30.0% |
| 2,150 | 653 | 30.4% |
| 2,200 | 676 | 30.7% |
| 2,250 | 698 | 31.0% |
| 2,300 | 721 | 31.3% |
| 2,350 | 743 | 31.6% |
| 2,400 | 766 | 31.9% |
| 2,450 | 788 | 32.2% |
| 2,500 | 811 | 32.4% |
| 2,550 | 833 | 32.7% |
| 2,600 | 856 | 32.9% |
| 2,650 | 878 | 33.1% |
| 2,700 | 901 | 33.4% |
| 2,750 | 923 | 33.6% |
| 2,800 | 946 | 33.8% |
| 2,850 | 968 | 34.0% |
| 2,900 | 991 | 34.2% |

贈与税額 実効税率早見表

一般贈与

(単位=万円)

| 贈与価額 | 贈与税額 | 実効税率 |
|-------|------|-------|
| 110 | 0 | 0.0% |
| 150 | 4 | 2.7% |
| 200 | 9 | 4.5% |
| 250 | 14 | 5.6% |
| 300 | 19 | 6.3% |
| 350 | 26 | 7.4% |
| 400 | 34 | 8.4% |
| 450 | 43 | 9.6% |
| 500 | 53 | 10.6% |
| 550 | 67 | 12.2% |
| 600 | 82 | 13.7% |
| 650 | 97 | 14.9% |
| 700 | 112 | 16.0% |
| 750 | 131 | 17.5% |
| 800 | 151 | 18.9% |
| 850 | 171 | 20.1% |
| 900 | 191 | 21.2% |
| 950 | 211 | 22.2% |
| 1,000 | 231 | 23.1% |
| 1,050 | 251 | 23.9% |
| 1,100 | 271 | 24.6% |
| 1,150 | 293 | 25.5% |
| 1,200 | 316 | 26.3% |
| 1,250 | 338 | 27.0% |
| 1,300 | 361 | 27.7% |
| 1,350 | 383 | 28.4% |
| 1,400 | 406 | 29.0% |
| 1,450 | 428 | 29.5% |
| 1,500 | 451 | 30.0% |

| 贈与価額 | 贈与税額 | 実効税率 |
|-------|-------|-------|
| 1,550 | 473 | 30.5% |
| 1,600 | 496 | 31.0% |
| 1,650 | 520 | 31.5% |
| 1,700 | 545 | 32.1% |
| 1,750 | 570 | 32.6% |
| 1,800 | 595 | 33.1% |
| 1,850 | 620 | 33.5% |
| 1,900 | 645 | 33.9% |
| 1,950 | 670 | 34.4% |
| 2,000 | 695 | 34.8% |
| 2,050 | 720 | 35.1% |
| 2,100 | 745 | 35.5% |
| 2,150 | 770 | 35.8% |
| 2,200 | 795 | 36.1% |
| 2,250 | 820 | 36.4% |
| 2,300 | 845 | 36.7% |
| 2,350 | 870 | 37.0% |
| 2,400 | 895 | 37.3% |
| 2,450 | 920 | 37.6% |
| 2,500 | 945 | 37.8% |
| 2,550 | 970 | 38.0% |
| 2,600 | 995 | 38.3% |
| 2,650 | 1,020 | 38.5% |
| 2,700 | 1,045 | 38.7% |
| 2,750 | 1,070 | 38.9% |
| 2,800 | 1,095 | 39.1% |
| 2,850 | 1,120 | 39.3% |
| 2,900 | 1,145 | 39.5% |

贈与税の概要

名義預金とは

相続税の税務調査における
申告漏れの40%は名義預金

贈与税の概要

名義預金とは

相続時に亡くなった方が自身以外の
名義(相続人)の口座に財産を残すこと

相続対策の流れ

そもそも「贈与」とは？

民法第549条

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。



*「あげた」人の意思表示

AND

*「もらった」人の意思表示

現金でのやりとりは、あげたもらったの証拠が明確でないため、税務上贈与を否認されることも。

双方がハッキリする証拠が必要。
(それぞれの署名入りの贈与契約書など)

相続対策の流れ

生前贈与すること

●贈与税の配偶者控除

※おしどり贈与

内容

婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与をした場合、基礎控除のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できる。

●直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

内容

父母・祖父母から住宅取得資金を贈与により取得した場合、一定金額まで贈与税が非課税になる。

| 住宅等に係る契約締結日 | 省エネ性又は耐震性を満たす住宅 | 左記以外の住宅 |
|--------------|-----------------|---------|
| 令和8年12月31日まで | 1,000万円 | 500万円 |

相続対策の流れ

生前贈与すること

●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

内容

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に子供や孫に教育資金を信託銀行等を通して一括贈与した場合、1人あたり最大1,500万円まで非課税となる。

評価を下げること

●不動産の有効活用

※平成27年1月1日より適用

小規模宅地の減額金額の最大限
($330\text{m}^2 + 400\text{m}^2$)活用

宅地に賃貸物件を建てる

借入金による新築、増改築

管理会社を活用する

【税制改正】 使いやすくなった相続時精算課税

(1)概要

原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度

贈与財産が相続財産に加算されますが、一律の税率(20%)や特別控除(2,500万円)を活用した贈与ができます。ただし、その贈与者からの贈与は通常の課税制度(暦年課税)へは戻れません。

(2)どのように使いやすくなった？(令和6年以降)

■基礎控除(110万円)の創設

- ・基礎控除分は相続財産には加算されない。
- ・贈与により取得した財産が基礎控除以下の時は申告不要。

■一方で...

通常の贈与(暦年課税)による生前贈与は相続財産に加算される期間が延長 ... 3年⇒7年

相続対策の流れ

生命保険を活用する

●納税資金を確保する

生命保険は現金給付なので納税資金対策に直結する

- ・ 死亡保険金(個人で加入)
- ・ 死亡退職金(法人で加入)

●固有の権利

受取人として指定されると固有の権利を取得できる

- ・ 相続の放棄
- ・ 相続権喪失(欠格・廃除)
- ・ 遺留分

●代償分割に使う

分けにくく売りにくい不動産をそのまま残すことができる

対策：生命保険

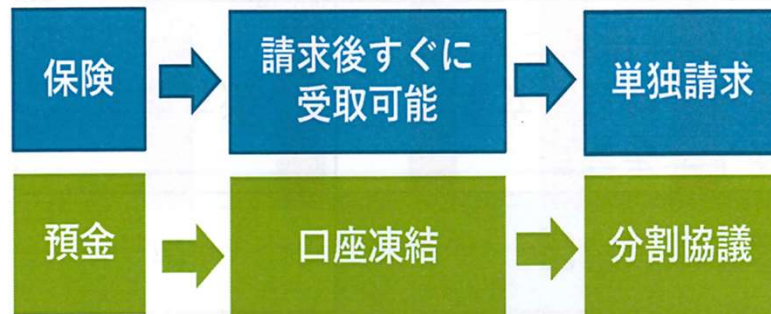
問題
お悩み

万が一の場合に備えて・・・
相続税の支払いに困らないようにしてあげたい

【対策ステップ】



【対策効果】



争族対策・納税資金対策
遺産分割を要せず、すぐに現金を受け取ることができます。



節税対策
非課税限度額
= 500万円 × 法定相続人の数

遺産分割対策とは

遺言とは・・・

死後の法律関係を定めるための
最終意思の表示

遺言 > 協議 > 未分割

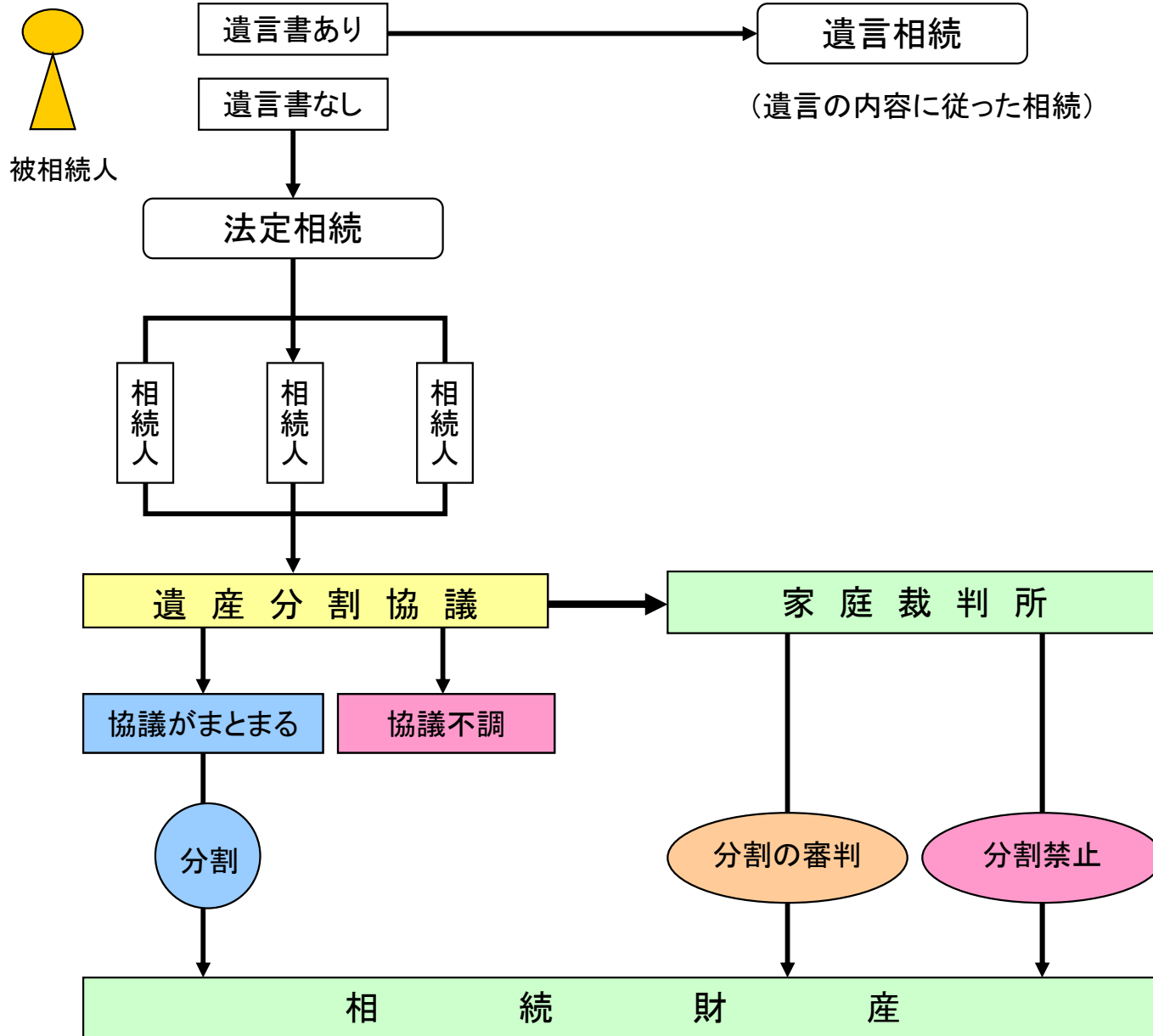
遺産分割対策とは

『よりよい遺言を行う』・・・争う相続【争続】にしないために

1. 残された人に自分の希望を託す役割を果たす。
2. 遺留分を侵害しない範囲で、推定被相続人の意志を反映させる。
3. 相続人の納税資金を考慮する。
4. 公正証書遺言で行う。
5. 遺言執行者を決める。
6. 付言事項を加える。

遺産分割対策とは

相続の流れ



遺産分割対策とは

●遺言でできること

【相続人以外への財産の分配】

- ・慈善団体に寄付をする
- ・お世話になった近所の人に、財産を与える

【財産の分配以外の希望の実現】

- ・葬儀は身内だけで行いたい
- ・ペットの面倒を託す

【遺言による認知】

- ・内縁の女性との間の子を認知する

【遺言による廃除】

- ・道楽息子に財産を与えたくない

【法定相続分と異なる分配割合】

- ・家業を継ぐ長男への分配財産を多くする

【各財産ごとの分配の指定】

- ・長男には自宅を、長女には貯金を与える

【負担付遺贈】

- ・兄弟に多くの財産を与える代わりに、病弱な子供の介護をその兄弟に託す



遺産分割対策とは

- 遺言でも回避出来ないこと

- 遺留分の侵害

被相続人(死亡した者のこと)の財産のうち、
兄弟姉妹を除く相続人が**最低限確保できる相続財産に対する割合**
のことを遺留分といい、この遺留分を超えて、財産をもらうことを、
遺留分の侵害という。

認知症に備えて

● 民事信託(家族信託)

財産の所有者(委託者)が元気なうちに、信頼できる相手(受託者)と信託契約を結び、自分の財産についての管理や処分の権限を託すことができる。

委託者が認知症等で判断能力がなくなっても受託者は財産管理を継続できる。

● 遺言

財産の所有者が亡くなって初めて効力を発揮する。したがって生前の財産管理には対応ができない。

● 成年後継人

裁判所への定期的な報告義務や専門家に依頼した際の費用など後見人の負担が重く、所有者の財産について、所有者の利益にならない処分は出来ない

病医院の対策

病医院経営の形態

1. 病医院の経営形態

- ① 個人事業
- ② 医療法人

2. 医療法人の形態

| | | |
|---------------------|------|----------------|
| 社会医療法人 | 2階 | |
| ③ 持分なし社団医療法人 | 1階 | H19. 4. 1以降設立 |
| ④ 持分あり社団医療法人(経過措置型) | 地下1階 | H19. 3. 31以前設立 |

後継者の方がいる場合、 いない場合に共通する相続対策

(1) 相続税額の試算

・財産の把握

(2) 納税資産の準備

・金銭による生前贈与

・保険の活用

保険は【500万円×法定相続人数】が非課税

(3) 課税財産の減少をはかる

① 暦年贈与の活用 ・基礎控除 110万円

毎年財産贈与を行う

(例) 300万円の贈与の場合、税金は19万円

10年で

【3000万円－190万円＝2810万円】の財産移転

② 教育資金贈与

③ 結婚・子育て資金贈与

④ 住宅資金贈与

⑤ 相続時精算課税

値上がりが予測される財産(土地・株式・持分)

2500万円までは非課税、超過分の税率は20%

暦年贈与ができなくなる

後継者の方がいる場合、 いない場合に共通する相続対策

(4) MS法人の活用

- ・相続人(子供)の出資(いくらでもよい)により会社を設立
- ・医院の事業をサポートする事業(医療事務の受託、物品の購入代行など)により、収益を移転
- ・移転された財産は、会社の出資評価に反映されるが、子供の出資なので相続財産とはならない

(5) 高齢者向け住宅の建設

(例1) 自己資金

| | | |
|------|--------|-----|
| 預貯金 | 1億円 | (-) |
| 建物 | 6000万円 | (+) |
| 相続対策 | 4000万円 | (-) |

1億円



施設建設



固定資産評価(約60%)

(例2) 借入

| | | |
|------|--------|-----|
| 預貯金 | 1億円 | (-) |
| 建物 | 6000万円 | (+) |
| 相続対策 | 4000万円 | (-) |

建物の評価が30%減少
建物の敷地面積は15%減少
さらに 1800万円 (-)

運営は外部の事業者にも委託することも検討

後継者の方がいる場合の相続対策①

(1) 個人事業

個人事業

① 医療法人の設立

新制度の医療法人設立後にプールされる財産には相続税がかからない

② 医院建物の建替え・改修・増築

(例1) 自己資金

| | | |
|------|--------|-----|
| 預貯金 | 5000万円 | (-) |
| 建物 | 3000万円 | (+) |
| 相続対策 | 2000万円 | (-) |

(例2) 借入

| | | |
|------|--------|-----|
| 負債 | 5000万円 | (-) |
| 建物 | 3000万円 | (+) |
| 相続対策 | 2000万円 | (-) |

5000万円で
医院建物
建替え



固定資産評価(約60%)

後継者の方がいる場合の相続対策②

個人事業

③ ②の応用編

(例3) 大先生がリタイア、後継者が医院承継

建物を後継者に残す

建物の評価が30%減少 さらに 900万円 (一)
建物の敷地評価は15%減少

(例4) 大先生が医院経営のまま死亡、後継者が医院承継

敷地は400㎡まで80%評価減(小規模宅地の評価減)
土地・建物は後継者が相続して、その場所で医院をすることが要件

※医院の土地建物については遺書で後継者に譲る旨を記載

後継者の方がいる場合の相続対策③

(2) 医療法人

旧制度の医療法人

(2)－1 旧制度の医療法人

① 持分の評価

利益金額と蓄積された財産(内部留保)により評価される
設立後の期間が長いほど、高くなる傾向がある

② 持分の生前贈与

できるだけ後継者に贈与すること

- ・暦年贈与
- ・相続時精算課税

評価を一気に下げた場合に有効

③ 評価を下げる方法

A 退職金の支給

時期を決めて理事長を交代する

必ずしも完全にリタイアする必要はない

B 後継者の役員報酬の増額

C 不動産の購入

④ 認定医療法人の利用

後継者の方がいる場合の相続対策④

(2) 医療法人

新制度の医療法人

(2)－2 新制度の医療法人

① できるだけ法人に財産をプールする

大先生の役員報酬増額は慎重に
高額の退職金支払いは相続対策とならない(旧制度とは逆)
死亡退職金は【500万円 X 相続人数】までは非課税

② 次世代の対策

次世代に跡継ぎがない場合も想定して、法人の財産をコントロール
役員報酬の増額
退職金の設定

後継者の方がいない場合の対策①

(1) 個人事業・医療法人共通事項

個人事業・医療法人共通事項

- ① 第三者への承継を検討
 - A リタイア時期の検討
 - B 後継者探し
サポート事業者の活用

できるだけ患者さんが付いている時期に検討を始める

② 介護事業の展開

介護事業はドクターでなくてもできるものが多い
デイサービス、ショートステイ、グループホームなど

③ 高齢者向け住宅の経営

後継者の方がない場合の対策②

(2) 個人事業の場合

個人事業

A 医院財産(土地・建物・医療機器・在庫等)の把握

B 医院財産の活用方法

譲渡する場合

貸与する場合

患者さんがついている場合、営業権も考慮する
条件は必ず書面で確認し、契約書を交わす

C 従業員の取扱い検討

退職金の準備

雇用継続の打診

後継者の方がいない場合の対策③

(3) 医療法人の場合

医療法人

① 法人継続の可能性を検討

第三者のドクターを招聘
理事に就任させ、医業を継続

② 法人の譲渡

旧制度 持分の譲渡

新制度 持分なしのため、対価として一定期間の
役員報酬、退職金を検討

- A 持分ありの場合、評価額の算定
- B 譲渡対価の交渉
- C 譲渡契約の締結
- D 社員総会・理事会により理事長交代
- E 職員の雇用は自動的に継続

ドクターの状況と対策

| | | 個人 | 中小規模法人 | | 大規模法人 |
|-------|------|---|---|---|--|
| | | | 持分あり医療法人 (平成19年3月31日以前) | 持分なし医療法人 | |
| 後継者なし | 所得・高 | <ul style="list-style-type: none"> ●法人化（新制度）検討 ●旧制度医療法人のM&A検討 残余財産のコントロール | <ul style="list-style-type: none"> ●持分評価減対策 ①類似業種批准価額 ・退職金 ・役員賞与 ・生命保険 etc | <ul style="list-style-type: none"> ●資産配分（残余財産） ・退職金 ・生命保険 etc | <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人 ・特定医療法人への移行検討 ・贈与税対策 |
| | 所得・低 | <ul style="list-style-type: none"> ●現状維持 生前贈与 | <ul style="list-style-type: none"> ②純試算価額 ・建物購入 ・退職金 etc | | |
| 後継者あり | 所得・高 | <ul style="list-style-type: none"> ●法人化（新制度）検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●認定を受けて持分なし医療法人 ●認定を受けずに持分なし医療法人への移行を検討 | <ul style="list-style-type: none"> ①事業計画（修繕・改築） ②資金繰り ③退職金規定（勇退時期） | |
| | 所得・低 | <ul style="list-style-type: none"> ●M&A検討 | | | |
| | 所得・低 | <ul style="list-style-type: none"> ●現状維持 生前贈与 | <ul style="list-style-type: none"> ●持分評価減対策 | | |

その他の医療機関あれこれ

- ・MS法人・AM法人とは？
- ・インボイスとは？
- ・電子帳簿保存法とは？
- ・最低賃金の改定と130万の壁？

MAC & BP ミッドランド税理士法人 BP 医業本部

〒450-0002

名古屋市中村区名駅3-25-9

堀内ビル2階

TEL 052-446-7830

FAX 052-446-7831

